

## 平成30年死亡災害発生状況（確定値）

番号	発生月	業種	事故の型	起因物	年代	職種	発生状況
1	2月	建設業 (土木工事業)	はまれ 巻き込まれ	トラック	30代	施工管理者	建設途中のトンネル坑内（幅員約10m）において、坑口より約46mの地点で、ずり（岩石・土砂）の積み込みのため切羽方向（掘削面方向）に後進していた10tダンプトラックに、労働者1名が轢かれた。被災者はすり出し作業員ではなかったが、坑内に立ち入っていた。
2	4月	製造業 (金属製品製造業)	はまれ 巻き込まれ	その他の 一般動力機械	40代	めっき工	めっき自動ラインにおいて、運搬装置が動作中、ラインの終わりにある乾燥設備で別の製品を乾燥させるため、被災者がラインの横から運搬装置の可動範囲内に身を乗り出して乾燥させる製品をセットし起き上がったところ、走行してきた運搬装置の端と、運搬装置の走行レールを支えるフレームの支柱に取り付けられたスイッチボックスとの間に挟まれた。
3	7月	製造業 (化学工業)	爆発	化学設備	30代	製造工	反応釜内で3種類の化学物質を加えている際に、爆発が発生し、作業をしていた労働者1名が死亡し、同じ作業又は付近で作業をしていた労働者も負傷した。原因は調査中である。
4	7月	林業 (木材伐出業)	飛来、落下	木材、竹材	60代	運搬作業員	トラックに搭載されたグラップルを用いて、別のトラックの荷台に原木（杉丸太）を積み込み、荷締めワイヤロープを掛ける作業時に積み込まれた原木（長さ約4.8メートル、直径約24センチメートル、重さ210キログラム）が落下してトラック横にいた労働者1名に当たった。
5	7月	建設業 (土木工事業)	切れ、こすれ	丸のこ盤	70代	大工	道路工事現場において、コンクリート型枠材として使用する木杭を作るため、労働者1名が携帯丸のこで角材（縦3cm×横6cm×長さ51cm）の一端を切り尖らせていた時、誤って自らの右大腿部を切創した。使用していた携帯用丸のこは、歯の接触防止装置（歯のカバー）が有効な状態で使用していなかった。
6	8月	林業 (木材伐出業)	はまれ 巻き込まれ	解体用機械	70代	補助作業員	木材伐倒作業において、ドラグ・ショベルのベースマシンにつかみ用アタッチメントを装着した解体用つかみ機を用いて、道路上の枝葉を山に捨てる作業中に、解体用つかみ機の付近で道路上の枝葉を手作業で拾い集めていた労働者1名が、後進する解体用つかみ機のクローラーに轢かれた。
7	9月	建設業 (建築工事業)	感電	送配電線等	30代	配管工	工場新築現場において、空調の試運転時、接続未処理の配線を発見したため、配電盤のブレーカーを落とし結線作業を行おうとしたが、室内機と室外機を結ぶ配線が別の配線に入れ替わっていたことに気付かず、結線を試みた配線は活線（通電）のままとなっており、当該配線に触れて感電したものと推定される。
8	10月	製造業 (セメント・同製品製造業)	はまれ 巻き込まれ	金属材料	50代	セメント製品製造工	橋桁の製作に使用した鋼製型枠を片付けるため、型枠を4段に積み上げ、フォークリフトを用いて運搬していたところ、荷崩れが発生した。門型クレーンで型枠をつり上げ、型枠の積み直し作業を行っている際、型枠同士が引っかかったので、労働者1名がつり上げたままの型枠を押し入れようと型枠の下に頭部を入れて、手で押していたところ、その型枠は斜め吊りでつり上げており、かつ、不安定な荷（型枠）の下で作業を行ったため、型枠同士の引っかかりが外れた時に、つり上げられていた型枠が落下し、型枠同士の間に挟まれたもの。
9	10月	製造業 (プラスチック製品製造業)	はまれ 巻き込まれ	射出成形機	40代	プラスチック製品製造工	プロワー式射出成形機を用いてプラスチック製品の成形作業を行っていた際に、射出成形機の前面で作業していた被災者が、何らかの原因で低速で前後に動く射出成形機と、射出成形機に近接する工場の構造柱との間に身を乗り出すように体を入れたため、頸部を挟まれたもの。
10	11月	建設業 (河川土木工事業)	はまれ 巻き込まれ	移動式クレーン	60代	貨物自動車運転者	積載型トラッククレーンを運転し、養生用の鉄板を現場に搬入する業務に労働者1名が従事していたところ、現場に同車両を駐車し、労働者が運転席から離れる際、サイドブレーキをかけず、輪止めも使用していなかったため、車両が後方へ逸走し始めた。これを当該労働者が止めようと車両の助手席ドア部分を押さえていたが、押さえきれずに車両と共に車両停車位置の側方の路肩下部へ転落し、車両の下敷きとなったもの。

（確定値 なお、昨年確定値 5名）